



事 務 連 絡
平成19年12月14日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省
老健局介護保険課
保険局高齢者医療制度施行準備室
保険局国民健康保険課

特別徴収に係る経由事務経費の負担について

平成20年4月からの介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）の年金からの特別徴収に係る年金保険者と市区町村間のデータの授受について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第21条等の規定により、国保中央会及び国保連合会における経由事務として当該データの分割及び集約を行うこととしており、その費用負担等については次のとおりです。なお、具体的な取り扱いについては後日改めて連絡します。

1 経由事務に係る費用負担

年金保険者と市区町村間の年金天引きに係るデータの授受が円滑に行われるよう国保中央会・国保連合会がデータの分割・集約を行うこととし、この経由事務に係る事務経費については、市区町村が負担することとします。（地方財政措置を要望）

2 市区町村の負担割合等

各都道府県の国保連合会において経由事務に係る事務経費を市区町村に示す予定です。また、経由事務に係る事務経費の項目については別紙のとおりですが、その事務経費には、国保中央会の経由事務に係る経費を全市区町村の介護保険の対象被保険者数で除した額に、各都道府県内の市区町村の介護保険の対象被保険者数を乗じて得た額（別紙⑤）も含まれます。

都道府県内の各市区町村の負担する額については、原則、当該都道府県の国保連合会の経由事務に係る事務経費を当該都道府県内の全市区町村の介護保険の対象被保険者数で除した額に、当該都道府県内の各市区町村の介護保険の対象被保険者数を乗じて得た額としますが、この算定方法については、地域の実情に応じて人数割りに市区町村数割りを加えた方法等も考えられます。

(注) 上記の「介護保険の対象被保険者数」とは、三制度による特別徴収の対象者である65歳以上の全被保険者数となることから、各市町村に事務経費を按分するために使用するための係数として例示したものである。

3 市区町村内の負担割合等

市区町村内における費用の按分方法については、各市区町村において適宜対応してください。

(照会先)

厚生労働省

電話 03(5253)1111

老健局介護保険課

監理2係長 白岩 (内線 2166)

保険局高齢者医療制度施行準備室

財政係 田中 (内線 3196)

保険局国民健康保険課 監理係長 山下 (内線 3259)

別紙

特別徴収事務に係る費用（項目）

	項目	考え方
①	ハードウェア保守料	特別徴収経由業務システム（以下「システム」）に係るハードウェアについて、各国保連合会がシステム業者等と契約する保守料。
②	ソフトウェア保守料	システムに係るソフトウェアについて、各国保連合会がシステム業者等と契約する保守料。
③	回線使用料	ISDN回線及び共通ネットワーク回線の使用料。
④	人件費	特別徴収経由事務に従事する職員の人件費。原則1名とし実稼働日数の割合を乗じて算出。 (参考) 地方財政措置要望に使用している人件費は537万円である。
⑤	経由業務システム負担金	中央会が行うシステムの運用及び保守等に要する経費を全市区町村の介護保険の対象被保険者数で除した額に、各都道府県内の市区町村の介護保険の対象被保険者数を乗じて算出。

特別徴収に係る経由事務について

問1 なぜ、経由機関が必要なのか。

(答) 介護保険の特別徴収に係る年金保険者と市町村の情報交換については、現在、社会保険事務所及び地方公務員共済組合連合会を年金保険者の窓口として、特別徴収事務を行っているところである。

しかし、介護保険の特別徴収に係る情報交換については、以下のようなケースがあることが指摘されているところ。

1. 情報交換媒体仕様の設定について、提示されているルール通りに設定されていないことから、調整に多くの時間を要する場合があること。
2. 情報交換媒体の提出期限を過ぎるなど本来のスケジュールのとおり業務を遂行できない場合があること。

単一の制度においてこのようなケースが生じる中で、さらに複数の制度について特別徴収が開始されると、特別徴収制度そのものの運営に支障を来すことが懸念され、市町村及び被保険者の利益を損なう恐れがある。そのため、平成20年4月以降については、市町村と年金保険者の間に経由機関を置き、情報の分割・集約のほか、

1. 情報交換媒体仕様の設定に係るエラーチェック及び問い合わせ対応
2. 情報交換に係る期日管理
3. 市町村と国保連との専用回線による情報交換の合理化、効率化

を行うこととし、市町村と年金保険者との情報交換を円滑なものとする措置を講じたものである。

問2 なぜ、国保中央会・連合会が経由機関となったのか。

(答) 介護保険の特別徴収では、市町村と年金保険者の情報交換は磁気媒体による郵送で行われているが、今後、かなりの情報量のやりとりとなるため、郵送での対応は事務負担がかかることとなる。

このため、事務の効率的な処理の観点から、

- ①現在、介護保険及び国保のレセプト審査、支払業務を行っており、
- ②既にほとんどの市町村と専用回線が引かれており、
- ③個人情報保護のための対策も市町村と同様に十分講じられている、

中央会及び国保連を経由して、伝送で情報の授受を行うことが適当であるとしたもの。

問3 これまでデータの授受に係る経費は無料であったが、どうして市町村が事務経費を負担する必要があるのか。

(答) 現行では、社会保険事務所が直接の窓口となり市町村との情報の授受を行っていることから、市町村には費用負担が生じなかったものである。

今回、市町村は、年金保険者との間で、介護、国保、後期高齢者分も含めてデータの授受を行うこととなり、このデータ授受を効率的に実施するため国保中央会・連合会が経由機関として位置付けられたところである。

これに伴い、市町村においては、年金保険者とのデータ授受に必要な経由機関に係る経費について保険料の収納に係る費用としてご負担いただくこととなる。なお、年金保険者は引き続き年金からの徴収に係る経費について負担するものであり、年金保険者の事務コストを市町村にご負担いただくものではない。

問4 具体的な費用負担の方法はどうか。

(答) 経由事務に係る費用負担の算定方法については、次の通りである。

○ 都道府県内の各市町村の負担する額について

原則として、当該都道府県の国保連合会の経由事務に係る事務経費を当該都道府県内の全市区町村の介護保険の対象被保険者数で除した額に、当該都道府県内の各市町村の介護保険の対象被保険者数を乗じて得た額としている。

なお、この算定方法については、地域の実情に応じて人数割りに市区町村数割りを加えた方法等も考えられる。

(注) 上記の「介護保険の対象被保険者数」とは、三制度による特別徴収の対象者である65歳以上の全被保険者数となることから、各市町村に事務経費を按分するために使用するための係数として例示したものである。

○ 市区町村内の負担割合等について

市区町村内における費用の按分方法については、一般的には特別徴収を行う三制度(介護、国保、後期高齢)で負担することになるものと思われるが、各市町村において適宜対応願いたい。

問5 個々の市町村の負担額はどのくらいになるのか

(答) 平成19年3月12日付けで事務連絡した、Q&A の問36で、「基本的には、費用は市町村の一般財源からの拠出となると考えているが、その負担方法等の詳細については、別途お示ししたい。」と回答しているところである。

なお、市町村の予算作業が始まる時期までに市町村の負担方法等の考え方についてお知らせをする予定であったが、地財要望等財政当局との調整等の関係から、この時期の提示に至ったものであり、できるだけ速やかに国保連合会から示すようにしたい。